

議員（尾崎 忠義）

14番、尾崎忠義でございます。

私は、令和5年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、1、年末に向け、物価高騰などから町民の暮らしを支える取組について、2点目に自転車用ヘルメットの助成についての2点について、町長及び教育長、そして、関係各課長に対し、一問一答方式による一般質問を致します。

なお、原稿提出後、情勢の変化や経過、期日が過ぎていることをご了承を願いたいと思います。

今、戦争と平和をめぐる世界の大激動は、日本の国内情勢に大きく関わっております。2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は長期に及び、今もなお行われており、国連憲章と国際法違反を繰り返して行われ、世界の国際秩序や独立主権を侵略し、平和を脅かしております。

また、イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナガザ地区の人道状況は、極めて深刻な危機に直面しており、イスラエル軍は難民キャンプへの連続的な空爆をはじめ、民間人に甚大な犠牲をもたらす空と陸と海からの大規模攻撃、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、ガザの人々を死の淵に追いやる封鎖、甚大な人道的災厄をもたらしている住民の南部への移動強要など、国際人道法に違反する戦争犯罪を犯し、子どもたちを含む多数の罪のない人々の命を奪っています。

このようなロシアのウクライナ侵略戦争、パレスチナガザ危機は、軍事対軍事の悪循環という状況を生み出しており、双方とも国連憲章と国際法を守るという1点での協力こそが平和を作る道であり、戦争終結の道であります。

一方、日本国内では中東情勢の影響もあり、食料や原材料をほとんど輸入に頼っており、もろに日本が影響を受けております。また、失われた30年とも言われる長期にわたる経済停滞と暮らしの困難によって家計が疲弊しきっているもとに、襲いかかった物価高騰は、国民の暮らしにとりわけ深刻な打撃を与えております。

特に、これから寒さが厳しくなる年末に向け、深刻な物価高騰から町民の暮らしを守る取組が一層重要になってきております。

政府は11月2日、総合経済対策を閣議決定し、その裏付けとなる2023年度補正予算案を10日に閣議決定を致しました。

経済対策には、地方創生臨時交付金「重点支援交付金」5,000億円や灯油補助など、原油価格高騰対策に対する特別交付税措置が盛り込まれました。

そこで、お尋ねを致します。1点目には「2023年度補正予算（第1号）（案）」、11月10日に閣議決定を致しました。これは、地方創生臨時交付金「重点支援地方交付金」これは、推奨事業メニュー分、5,000億円ですが、交付限度額は示されているかどうか。また、今年の3月には、7,000億円を措置しているが、どうかをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の重点支援地方交付金の交付限度額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで、重点支援地方交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に要する経費に充当してきたところでございます。このたびの国の補正予算に係る重点支援地方交付金につきましては、名称が「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とされ、本町における推奨事業メニュー分の上限額につきましては、令和5年11月29日に4,937万6,000円が国より示されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。ただ今、4,937万6,000円が、11月29日に提示されたとのことでありますが、この金額は、前回、3月の何割程度の交付金金額となっているのかをお尋ねを致します。後でもいいです。ちょっと時間が。

議長（小川 保）

構わんですか。じゃあ、後にしましょうか。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目にデフレ完全脱却のための総合経済対策、これは、11月2日閣議決定では「重点支援地方交付金」であります。この推奨事業メニュー分があるが、どういうものなのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の推奨事業メニュー分についてのご質問に答弁をさせていただきます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における推奨事業メニュー分とは、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者などに直接的に及ぶ事業の経費に充てるため、国が交付する交付金でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。これは、新型コロナウイルス感染症から5類感染症に移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金については、今回追加する分から交付金の名称を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」としたこと。及び交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業を対象とするとしていることであると理解してよいのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの推奨メニュー分の割合でございますが、今回の推奨事業メニュー分につきま

しては、前回の約7割程度でございます。この推奨事業部分につきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて、必要な支援をきめ細やかに実施出来るように、重点支援地方交付金として、低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューが創設されたものでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、3点目でございます。灯油補助など原油価格高騰対策に対する特別交付税措置に関するものがあるが、どういうものなのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の原油価格高騰対策に対する特別交付税についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のとおり、令和3年度から国が原油価格高騰に対する緊急対策として、地方自治体を実施する原油価格高騰対策に係る経費を特別交付税措置の対象としております。

具体的には、生活困窮者などに対する灯油購入費の助成、農業者、漁業者などに対する燃油高騰分の助成、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、学校等公共施設における暖房費の増数分などに係る経費が当該措置の対象でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。新型コロナウイルス感染症や今、大流行しているインフルエンザ感染症との関連の要件はあるのかどうかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症などとの関連についてのご質問に答弁をさせていただきます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、交付金の名称を変更するとともに交付金を活用した事業における新型コロナウイルス感染症との関連は、要件とはしないということが国より示されております。

また、インフルエンザウイルス感染症との関連につきましては、特段国から示されている情報はございませんので、交付金を活用した事業における要件にはならないものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問致します。ただ今、要件にはならないとの答弁でございますが、コロナも5類移行後は、香川県ではコロナ感染が現在3週連続増となっており、11月27日から12月3日の報告では、前週から2倍強の最多感染者があり、町としてはコロナ、インフルエンザに対し、どのような対策支援がとられているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、本町の方ではコロナウイルス感染症はもう新聞等の報道でしか、こちらの方には報告がありませんが、今コロナよりもインフルエンザ、特に児童の感染が増えている状況です。

今回の財政的な支援はございませんが、相談等、まだワクチンも続いておりますので、そのような相談等がありましたら、真摯に相談を受けている状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目に年内の予算化に向けた検討を進めるということでございますが、具体的には町ではどのようなものがあるのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の年内の予算化に向けた検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、物価高騰に苦しむ生活者、事業者支援のため、当該交付金を早期に有効に活用するよう示されており、低所得世帯支援枠に関する給付金制度については、年内の予算化を、推奨事業メニュー分を活用した事業につきましても、可能な限り早期の予算化及び事業実施を国より要請されているところでございます。

本町と致しましても早期に住民の方をはじめ、事業者の方々などの支援を実施出来るよう検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目でございます。所得減税、給付金の恩恵のない1,000万人への措置、対応はどうなるのか、これについてのお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の所得減税や給付金の恩恵のない世帯への措置対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

所得減税や給付金支給の対象とならない世帯を具体的に申しますと、住民税の均等割のみが課税された世帯が該当するものと考えております。

当該世帯に対する支援策につきましては、報道等で国が検討中であるとの情報は存じておりますが、国からの具体的な情報は現在のところございません。

今後も国の通知などを注視し、遅滞なく対応できるよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございます。重点支援地方交付金での低所得世帯支援枠、つまり政府では1.1兆円を出しておりますが、どういうものかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の重点支援地方交付金における低所得世帯支援枠についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金の低所得世帯支援枠につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業を交付対象とする交付金でございます。

具体的には、低所得世帯を交付金による給付の直接の対象とする事業とされており、対象となる低所得世帯とは、令和5年12月1日において、世帯の全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税とされる世帯でございます。

ただし、扶養親族等のみで構成される世帯は、低所得世帯支援枠の交付対象外となっております。

なお、給付の額につきましては、1世帯当たり7万円が上限とされております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の再質問を致します。住民税非課税世帯、これは7万円が当たる訳でございますが、及び事務費分を市町村に交付し、1世帯当たりの目安は7万円、これは、今年の夏以来からの3万円の支援と合計で10万円となります。推奨事業メニュー8項目の組合せになると、支援の方法、つまり現物現金や1世帯当たり単価といった具体的内容は、地域の実情において決められると理解してよいのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

事務費につきましても、低所得世帯支援枠と致しましては、現在、494万2,000円が国の方から示されてございます。また、給付の額につきましては、1世帯当たり7万円が上限とされておまして、現在、重点支援の交付金につきまして、上限額に達していない部分もございまして、実績に応じまして7万円分の交付金の方が支給されるという形になっておりますので、本町と致しましても1世帯当たり7万円の支給で考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、8点目でございます。重点支援地方交付金での推奨事業メニュー、つまり0.5兆円での生活支援と事業者支援がありますが、それぞれどのようなものがあるかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の重点支援地方交付金における推奨事業メニュー分についてのご質問に答弁をさせていただきます。

当該交付金の推奨上位事業メニュー分につきましては、国より8つの推奨事業メニューが示されております。具体的には、まず、生活者支援につきましては、1つ目がエネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者支援、2つ目がエネルギー、食料

品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、3つ目が消費下支えを通じた生活者支援、4つ目が省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援の4つのメニューが示されております。

次に、事業者支援につきましては、1つ目が医療、介護、保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、2つ目が農林水産業における物価高騰対策支援、3つ目が中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、4つ目が地域公共交通、物流や地域観光業等に対する支援の4つのメニューが示されております。

なお、原則、8つのメニューに該当する事業を交付対象としておりますが、各地方公共団体において、国が示す推奨事業メニューよりもさらに効果があると判断する事業につきましても、その理由を明らかにした場合は、交付対象となります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、9点目でございます。定額減税及び低所得者支援等は、どういうものかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の定額減税及び低所得世帯支援等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

定額減税につきましては、令和6年6月に、令和6年分の所得税3万円と令和6年度分の個人住民税1万円の定額減税を行うことが検討されております。国からの具体的な情報は、現在のところございません。

次に、低所得世帯支援枠につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対し、7万円を上限に給付を行うものがございます。今後も国の通知等を注視し、遅滞なく対応出来るよう努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。これは、岸田政権の目玉の来年6月の所得税、住民税の定額減税については、物価高の対応になっていないこと。そして所得税減税の及ばない人が全国で1,000万人いること、また、所得税は非課税でも住民税を納付する人は約500万人。納税額4万円未満の約400万人が減税の効果を十分に受けられないということと理解してよいのかをお尋ねを致します。

税務課長（西山 政有紀）

ただ今の尾崎議員の再質問について答弁をさせていただきます。

先ほど尾崎議員の方からお話のありました定額減税につきましては、所得税は非課税であるが、住民税は課税である方が全国で約500万人、納税額が4万円未満の方が約400万から500万人、合わせて1,000万人の方が上限の4万円の減税額や給付金が受けられないと言われ、その方が狭間にいると言われております。

この皆様に関しましては、現在の上限額が4万円のうち令和6年度に減額出来なかった差額を翌年度に差し引くという話も報道等もございましたが、また、最近になりましたら、差額を追加で現金給付するといったような内容の報道が昨日等ございましたので、そういった対応が今後出てくるのかなと思っております。

ただ、先ほど答弁にもありましたように国から詳細・方針等が何も示されておりませんので、今後の動向や通知等を注視してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、10点目でございます。ゼロゼロ融資返還に伴い、支援金がなくなり廃業が増えると予想され、この年末融資が必要でございますが、国、県、町には何があるのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の中小企業のゼロゼロ融資返済に伴う国、県、町の支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

いわゆるゼロゼロ融資とは、コロナ禍で売上げが減少した企業に実質無利子・無担保で融資する仕組みで、政府系金融機関は令和2年3月から令和4年9月まで、民間金融機関は令和2年5月から令和3年3月まで受け付け致しました。

現在、その返済が本格化していると考えられます。

しかしながら、コロナの影響の長期化や物価高など多くの中小企業が引き続き厳しい状況にあるため、国は、積み上がった債務の返済負担への対応や事業再構築などの前向きな取組の促進のため、コロナ借換保証を令和5年1月から開始致しました。

これは、保証限度額が1億円で、事業者負担分の信用保証料は0.2%となっており、通常の借換えよりも信用保証料が少なく負担が軽減されております。

この融資申込みには、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けることが条件となっており、事業の黒字化や業績回復、事業の再構築などが期待されております。

これを受け、県では香川県伴走型経営改善支援融資で、民間ゼロゼロ融資に加え、他の保証付き融資からの借換えのほか、事業再構築等に向けた資金を融資しております。これは、信用保証料のうち、0.2%を県が補助するものとなっております。

以上のとおり、金融支援につきましては、国の制度に基づいた県の救済措置があるため、町としての支援策はございませんが、県の伴走型経営改善支援融資の前提となるセーフティーネット保証の申請が町にありました際には、円滑に処理を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、11点目でございます。インボイスの登録状況は全国的には9月末で申請件数が371万件を超えており、法人210万社、つまり75.6%、そして個人が161万人、

30.1%であり、個人免税業者419万人のうち、42万人、約10%が申請しており、香川県では、法人と個人で2万8,000件となっておりますが、インボイスの申請数のうち、町内の免税業者は何名なのか。また、インボイス登録状況は、町内ではどうなのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の町内のインボイス登録状況等についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度とさせていただきます。）が導入されました。

インボイス制度が始まることで自社が適格請求書、いわゆるインボイスを発行出来ないと販売先は仕入れ税額控除が出来ず、取引を見直す可能性があります。そのため、販売先が事業者である場合、これまで免税事業者であったものが、インボイス発行事業者になることを検討する必要性が生じております。

国税庁の資料によりますと、国内の10月末現在のインボイス発行事業者としての登録件数は約407万件に上っており、うち免税事業者からの新規登録件数は28万件となっております。

町内のインボイス登録状況につきましては、丸亀税務署に問合せたところ、税務署単位や市町単位での件数は公表していないということでした。申請状況と致しましては、制度が始まる直前の9月が最も多かったとのことでした。

今後も事業者の皆様から問合せがあった場合には、税務署のインボイス制度説明会や多度津商工会議所での個別の相談に繋げてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

済みません。前段の10点目のゼロゼロ融資の金融関係のことですが、再質問を、ちょっと前後になりまして申し訳ないんですが、再質問を致します。

ほとんどの企業が利用出来る緩やかな貸出し要件の制度のある日本政策金融公庫のセーフティーネット貸付けが、経営環境変化対応資金がありますが、審査面談での経営改善点、行動計画書と返済計画書の作成、提出があります。

認定支援金融機関は、我が町内にはどのような金融機関があるのか。また、厳しい貸出し審査は、どうすればよいのかについてお尋ねを致します。前後左右して申し訳ございません。ご答弁をよろしくお願い致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁させていただきました国の方での保証制度、並びに国の方の制度を受けての香川県での香川県伴走型経営改善支援融資、これにつきまして香川県の方の制度の説明ですが、こちらの取扱い金融機関と致しましては、114銀行、香川銀行、高松信用金庫など、また、それと三菱UFJ銀行等の都市銀行等、多数の金融機関が取扱い金融機関窓口となっているところでございます。

これに対しまして、まず、この申請の前提となるセーフティーネットの認定というのは、中小企業信用保険法に基づいて町の方で認定する訳でございますが、こちらは前年度からの売上げ減少等、財務書類から判断致しまして町の方で認定致します。

この後、各制度の個別の認定作業に入ると思いますが、これについて町内の事業所の方等から相談とかありましたら、適切に県等にお繋ぎ致しまして支援してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、12点目でございます。改正電子帳簿法は2024年1月、つまり来年1月よりスタートし、電子取引これは完成すればデジタルインボイスも当然含まれる訳でございます。これについては、紙保存ではなく電子データ保存が義務化され、中小零細事業者の実態を全く無視したものとなり、10月1日以降、実際の実務が始まるとインボイス制度の複雑さや消費税の過酷さへの実感がさらに広がることに対し、町としてはどのように考え、対応していくのかをお尋ねを致します。

産業課長（村井 崇一）

尾崎議員の改正電子帳簿法に対する町の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

電子帳簿保存法は、正式には電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律と言いまして、税務関係帳簿書類のデータ保存を可能とする法律でございます。

平成10年の施行後、何度か改正が行われ、パソコン等で作成した帳簿書類をデータで保存したり、紙の領収書、請求書などをスマホやスキャナで読み取った電子データで保存したりすることが出来るようになりました。令和6年1月からは、所得税法・法人税法上の保存義務者は、契約書、領収書、請求書等で電子取引のものは、電子取引データが原本となり、電子データを消さずに保存する必要があります。

この保存要件については緩和され、システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、従前の保存方法のままでよいこととされています。

このことについて、町内の事業者の方から1件問合せがあり、多度津商工会議所に支援を依頼致しました。

今後もこの件について、同様の問合せがございましたら、同商工会議所と連携し、対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、13点目でございます。全国の自治体で取り組んでいる物価高騰対策と致しまして、次のようなものがあります。

住民生活支援では、1、小・中学校生の給食費の無償化、軽減、2点目に加齢性難聴者の補聴器購入補助制度、3点目に下水道利用世帯、し尿くみ取り世帯に補助、4点目に大学、専門学生に1人5万円の給付、5点目に生活応援商品券の配布、6点目に

全住民に割引クーポン券、7点目に課税世帯に1世帯1万2,000円分の商品券の配布、8点目に子ども1人当たり5,000円の商品券配布、9点目に全住民に割引クーポン券の配布、10点目に国の給付金対象外の世帯に1世帯当たり2万円。11番目に住民税均等割世帯に1世帯当たり5万円の給付、12点目に住民税均等割世帯に1世帯3万円の給付、13点目に70歳以上にタクシー券と商品券を配布。

また、中小企業支援では、1番目に肥料価格高騰への対策として、前年から増加した肥料費の15%を独自補助、2点目に中小企業者への燃料費高騰分支援の対象に影響を受けた事業者全てに広げる、3点目にプレミアム付商品券について、商工会議所会員以外でも手数料免除に改善をすることなど、住民生活支援と中小企業支援で実現した施策でございますので、これらを参考にして年内の予算化に向けた検討を進めることに対して、町はどのように考えていくのかをお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の年内の予算化に向けた検討についてのご質問に答弁をさせていただきます。重点支援地方交付金の推奨事業メニューにつきましては、国が低所得世帯支援枠の対象外としている住民税均等割非課税世帯のうち扶養親族等のみで構成される世帯に対して7万円を給付する事業について、年内の予算化に向けて準備を進めているところでございます。

今後、議員ご提案の事業を参考にしながら、本町の予算上限額である約5,000万円を最大限活用し、早期に住民や事業者の方々へ支援を実施出来るよう検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に自転車ヘルメットの購入助成についてであります。

交通事故の被害軽減のため、自転車に乗る全ての人のヘルメット着用が今年4月から努力義務となり、既に9ヶ月を経過を致しました。

ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用者の約2.4倍。これは2023年版の交通安全白書でございます。そして、一部の自治体では、住民が新たにヘルメットを購入するときの費用を補助をしており、小豆島町では購入者には一律2,000円の補助金が支給されております。

香川県では公共交通機関が不便で、地形が平坦なこともあり、自転車王国となっております。通勤や通学、そして免許返納後の高齢者の移動手段として自転車は私たちにとってはなくてはならないものであります。

ヘルメットは高価で、2～3年で買い換えが必要になります。通院や店への買物には、高齢者にとっては自転車は欠かせません。

年金生活者からは、ヘルメットは高価で買いにくいので補助して欲しい。との強い要望を受けております。

自転車だと歩く時間の3分の1ぐらいで、医院やスーパーや駅まで行け、ヘルメット

があれば安心して乗れます。との強い願いと要望でございました。

これは、地球温暖化CO₂削減の防止策の乗り物の一助として、また、健康増進の手軽な乗り物としての役目を果たす自転車は、自転車利用者が安全に通行出来るように、町は自転車道の整備とヘルメット購入者への補助金制度の導入や拡充をすべきであります。

そこでお尋ねを致します。1点目に町内での自転車保有している利用台数は、およそどの位あるのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車の利用台数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、自転車をめぐる環境は、通学や通勤など生活に関連する自転車の利用以外にも健康の増進を目的とするなど用途の広がりを見せており、交通手段として多くの方が利用しております。

また、渋滞のない円滑な道路交通、脱炭素化によって、環境に優しい社会の実現を目的に誰もが自転車に乗りやすい安全で快適な環境整備が全国的に実施されております。本町では、調査等を行っておりませんので利用台数等は不明ですが、県の資料によりますと県内の自転車保有台数は約45万台で、1世帯当たりの保有台数は全国的にも多いとされております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございます。自転車に乗る人のヘルメット着用率は、町内ではどの位なのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車利用者のヘルメット着用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、昨年4月の公布日以降から、町広報紙の掲載やデジタルサイネージによる啓発パンフレットの配布などにより、ヘルメットの着用の重要性を周知するとともに、丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会など様々な団体等と連携し、啓発活動に取り組んでおります。

現在のところ、本町においては、着用率の調査等を行っておりませんが、本年7月に警察庁が実施したヘルメットの着用率の全国調査において、香川県民のヘルメット着用率は7.1%であり、全国平均の13.5%を下回る結果となっております。

本町と致しましては、県内のヘルメットの着用実態を踏まえ、関係団体と連携を強化し、ヘルメットの着用促進に向けて、効果的な取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に3点目でございます。町内の方がヘルメットを購入する場合、町内で購入出来

る店は何箇所あるのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の町内における自転車用ヘルメットを購入可能な店舗数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年4月に努力義務化されたことから、自転車を販売する店舗において、附属品として販売していることと認識しております。町内のホームセンター1箇所において販売されております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。多中生徒の自転車通学での1年生、2年生、3年生の各々の自転車台数とヘルメット着用数と補助があるのかどうかをお尋ねを致します。

教育総務課長（竹田 光芳）

尾崎議員の多中生徒の自転車通学での各学年の自転車台数とヘルメット着用数及び補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、各学年の自転車通学の台数ですが、1学年は128台、2年生は126台、3年生は144台です。

続いて、ヘルメットの着用数については、ヘルメットの着用が自転車通学の条件となっておりますので、着用率は100%でございます。

最後に、ヘルメット購入補助につきましては、ヘルメットに特化した補助制度はございませんが、児童扶養手当を受給している世帯等への就学援助制度があり、その制度では、通学用品費等を購入するための費用も援助しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に5点目でございます。都県の例での自治体の補助制度では、1番、東京都では区市町村に対し補助額の2分の1、上限1,000円、2点目に長野県では高校生と65歳以上、市町村に対し補助額の2分の1、上限が1,000円、3点目には愛知県でございますが、7歳から18歳と65歳以上、購入費用の2分の1、上限が2,000円、4点目に兵庫県では1歳から18歳の子ども、これは人数分でございます。それと親1人分、19歳から29歳の学生、65歳以上、購入費用により上限が4,000円分、これはキャッシュレス決済ポイントやプリペイドカードで実施を致しております。5点目には徳島県が16歳から18歳と65歳以上、購入費用の2分の1、上限が3,000円、6点目に高知県であります。自転車通学の小・中・高校生、上限2,000円。これは市町村により異なる訳でございますが、これについてお伺いを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員のヘルメット購入費の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における自転車用ヘルメットの購入の補助につきましては、現在のところ、行う予定はありませんが、国や県や新たな支援策等の情報をはじめ、近隣市町の動向を注

視して、確認して色々考えていきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間がないので、県知事が表明されました。県内高校生対象に購入費補助を行う方針を12月11日の月曜日に表明を致しました。来年度には補助制度を創設出来るよう、有効性、補助対象や補助率など制度設計を急ぎたいとしております。

このような中で、町は考えて頂きたいと思います。

再質問はちょっと時間がないので、結構でございます。

次に、6点目でございます。道隆寺から北への町道、予讃線北鴨踏切の西側、送電線鉄塔前20mの間が凹んだ溝があり、自転車通行の方々から車と接触し、転落する恐れがあり、極めて危険なので道路の整備を早急にして欲しいとの強い要望がありましたので、建設課に申入れを致しておりましたが、現地確認をして、いつ頃工事が出来るのか。これをお伺いを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の予讃線北鴨踏切西側町道危険箇所の道路整備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の予讃線北鴨踏切西側付近の道路整備につきましては、11月1日に尾崎議員より情報を頂き、同日に現地を確認しております。現状につきましては、道路部と路側部に段差が生じており、自転車等の通行の際には車両の接触や転落の恐れがあり、危険性のある状況と判断を致しました。

また、当該箇所の段差につきましては、雨天時の道路排水を兼ねている段差であることから、修繕方法について検討に日数を要しましたが、本町と年間契約をしている道路維持修繕業者に早急な修繕を指示し、先週12月8日に段差解消の工事を完了しております。

今後も苦情、要望等があった場合には、迅速に対応するとともに定期的に町内の道路をパトロールするなど、町民の皆様が安心安全に利用して頂けるよう道路の維持管理に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

有難うございました。早速の対応をして頂きまして、大変、そこを通行している自転車及び歩行者に喜ばれておりますことをお伝えしたいと思います。

そこで、最後になりましたが、この非常に危険な箇所について、工事前と工事後について写真がございますので、皆さんにお見せしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

これが踏切の側のこれは工事前でございます。非常にこのように窪地になっておりますですね。もう本当に転落したら大怪我をする。あるいは、ひょっとしたら、そのあとが段差になって非常に低いところがございますので。今ちょっと一部でございますが、見て頂いて。これは工事前でございます。そして、工事後は、このように直し

て頂いております。踏切のところ、このように舗装をして頂いております。それでこのように自動車が来ても、この白線から横を通るのは非常に歩行者・自転車通学。自転車で帰る方が左側ですから大型車が通った時には非常に危ないということで。転落したら、本当に交通事故の原因にもなるしいうて非常にちょっと要望がありましたんで、お陰様で迅速に対応して頂きまして、有難うございました。

それで、今後ともよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

有難うございました。